

決定した合併協定項目

第5回合併協議会（2頁参照）で決定した合併協定項目は次のとおりです。

8 地方税の取扱いに関すること

【固定資産税】

・平成20年度課税までは旧町の税率（※1）により課税し、平成21年度より税率を1.5%とする。（不均一課税とする。）

（※1）現在の税率			
園部町	1.4%	八木町	1.5%
日吉町	1.6%	美山町	1.6%

・固定資産税の課税免除（※2）は、新市において、過疎法指定地域については適用する。

（※2）課税免除	
過疎地域において、特定の事業を実施する者に対する固定資産税の課税免除措置です。現在、日吉町においてのみ実施されていますが、過疎地域指定のある美山町にも適用範囲を広げるものです。	

【都市計画税】

・平成20年度課税までは旧町の税率（※3）により課税し、平成21年度より税率を0.2%とする。（不均一課税とする。）

（※3）現在の税率			
園部町	0.3%	八木町	0.2%

19-18 診療所の取扱い

【直営診療所（※4）】

・現行のまま新市に継承する。

【公設民営の診療所（※5）】

・地域医療活動助成は新市に継承し、助成額は、新市の財政計画に基づき決定する。
・遠隔地往診費用助成は廃止し、地域医療活動助成に包括する。

・公設民営診療所建設借入金償還助成は、現基金等を活用して、新市移行までに整理する。

【その他の診療所（※6）】
・現行のまま新市に継承する。

（※4）直営診療所	
林健センター診療所（美山町）	
（※5）公設民営の診療所	
美山診療所・宮島診療所（美山町）	
（※6）その他の診療所	
南八田診療所（園部町）、神吉診療所（八木町）	

21-1 ⑨ バス交通対策の取扱い

【町営バス】

・美山町営バス、日吉町営バスは合併時に市営バスに一元化し、合併後に路線・ダイヤ・利用料金の調整を行う。

・美山町から園部町までの市営バス路線を現行の施設、人員等の中でダイヤ改正等により確保し、合併後早期に運行する。

・園部町の園篠線、癒しの森線は、現行のまま新市に継承し、合併後に市営バスへの移行を検討する。

・合併後にバス対策総合計画を策定し、路線の見直しを行い、スクールバス混乗方式の導入等を推進する。

【路線バス】

・現状を新市に引継ぎ、合併後、市営バスへの移行を検討する。

21-1 ⑩ コミュニティ対策の取扱い

・地域コミュニティの活性化支援を目的とした補助事業は、合併までに各町の補助制度を自治振興補助事業として一元化し、新市発足時から適用する。

一部が決定した合併協定項目

第5回合併協議会で一部のみが決定した主な合併協定項目は次のとおりです。

19-11 国民健康保険の取扱い（その2）

【貸付制度】

・高額療養費貸付は一元化の上、新市に継承する。京都府国保連合会制度を幹旋する。
・出産育児一時金貸付は一元化の上、新市に継承する。基金を創設して、貸付を行う。

19・13 環境事務の取扱い(その2)

【地球温暖化防止】

・太陽光発電等に係る補助制度(※7)については一元化の上、新市に移行する。ただし、事業実施にあたっては、新市財政計画に基づき対応する。

(※7) 太陽光発電等に係る補助制度

住宅用太陽光(熱)発電システムの設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業で、現在、八木町及び日吉町において制度化されています。

19・16 各種社会福祉事業等の取扱い(その3)

【家族介護慰労事業】

・一元化に調整の上、新市に移行する。対象者を重度に限定し、寝たきり・痴呆は3万円/月、準寝たきり・準痴呆は1万5千円/月を支給する。介護保険サービス利用者は、8万円/年を支給する。

19・20 学校教育の取扱い(その3)

【スクールバス】

・現行のまま新市に継承する。児童・生徒の通学手段の均衡を図るため、交通機関のない遠距離通学地域についてはバス通学を基本として、スクールバス・市営バスの具体的運行等については、「バス交通対策の取扱い」(21

1-⑨参照)に基づき、新市において協議調整する。

19・22 社会教育の取扱い(その4)

【学童保育】

・一元化の上、新市に継承する。現行の開設場所(箇所数)を基本とし、合併前に関係機関・団体との調整を行い、実施内容等を統一し、年度当初から新市で運営を行う。年度移行までの間は、運営内容等を現行のまま継承する。

14・5 使用料及び手数料等の取扱いに関する(その1)

【上水道等】

(基本的使用料)

・水道使用料(上水道及び簡易水道)は、新市移行後も当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。

(新規給水分担金)

・新規給水分担金は全て(上水道・簡易水道・飲料水供給施設)統一し、次のとおりとする。

□径13ミリ	105,000円(消費税込)
〃 20ミリ	189,000円
〃 25ミリ	231,000円
〃 30ミリ	315,000円
〃 40ミリ	577,500円
〃 50ミリ	924,000円
〃 75ミリ	2,100,000円
〃 100ミリ以上	別途決定

【下水道等】

(基本的使用料)

・下水道使用料は、新市移行後も当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。

(手数料)

・排水設備確認手数料と排水設備検査手数料を統一して排水設備工事申請手数料とし、1件1,000円/1ヶ所。

・督促手数料は、1件100円とする。

合併協定項目の決定内容については、紙面の関係上、その一部を抜粋または編集して掲載していますので、ご了承ください。

なお、会議資料については、会議当日に傍聴人に対する閲覧用資料として準備する他、各町役場においても、会議の翌日から閲覧・コピー(有料)することができます。また、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしていますので、ご利用ください。

